

議案第 5 3 号

前橋市市税条例等の改正について

令和 4 年 6 月 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市市税条例等の一部を改正する条例

(前橋市市税条例の一部改正)

第 1 条 前橋市市税条例(昭和 2 6 年前橋市条例第 3 0 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 2 条第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。)の法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第 3 3 条の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が 1, 0 0 0 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第 3 1 3 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 1 3 3 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。)の氏名

第 3 3 条の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 5 4 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第38条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第33条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第38条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第33条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第39条の8第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第8条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第29条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第33条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第29条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第33条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第29条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第36条を削る。

(前橋市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 前橋市市税条例の一部を改正する条例(令和3年前橋市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第33条の3第1項各号列記以外の部分の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第3項の改正規定中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第27条第2項及び第33条の3第1項並びに附則第2条の3第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第1条中前橋市市税条例第32条第1項ただし書、第38条第4項及び第6項並びに第39条の8第1項及び第2項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第29条の2第4項並びに第29条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条中前橋市市税条例の一部を改正する条例附則第3項の改正規定並びに附則第4項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の前橋市市税条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第33条の2第1項の規定は、前項本文に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第33条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の前橋市市税条例(次項において「旧条例」という。)第33条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第33条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第33条の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第33条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 附則第1項ただし書に掲げる規定による改正後の前橋市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。